

国税の納付は、**簡単 便利 毎年自動** **口座振替** をご利用ください

利用方法・利用手続

事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を提出する必要があります。

振替依頼書の提出は、**オンライン (e-Tax)** をご利用ください。



書面

- ・書類に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印
- ・金融機関又は税務署に書面で提出



オンライン
スマホでも！

- ✓ 金融機関又は税務署に書面で提出不要！
 - ✓ 振替依頼書記載不要！
 - ✓ 金融機関届出印不要！
 - ✓ 電子証明書不要！
- 詳細は裏面をご確認ください



確定申告の引落日は、納期限の**約1か月後**となりますので、
口座振替を利用しない場合と比べ、納税資金の準備期間に余裕があります💡

利用可能税目

◇ 申告所得税及び復興特別所得税

- ・申告期限内に申告された確定申告分・延納分・予定納税分（1期、2期）

◇ 消費税及び地方消費税（個人事業者）

- ・申告期限内に申告された確定申告分・中間申告分

利用可能金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧表（振替納税）」をご確認ください。

（注）「オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税）」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



詳しくは
こちら



ご利用に当たっての注意事項

- ◇ 一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗ではご利用できない場合がありますので、利用の可否については、あらかじめ金融機関へお問い合わせください。
- ◇ 領収証書は発行されません。
- ◇ 納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、口座引落しから1週間程度かかる場合があります。
- ◇ 転居等により所轄税務署が変更となる場合は、変更後の所轄税務署へ新たに振替納税の手続をするか、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した確定申告書又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出する必要があります。
- ◇ 口座引落日（振替日）を確認し、振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。なお、口座引落しができなかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかることになります。

振替依頼書はオンラインでも提出できます！

STEP 1

e-Taxにログイン
e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください（利用者識別番号が即時発行されます）。

STEP 2

振替口座の情報を入力
①ご自身の氏名、住所、利用する申告区分等の必須項目を入力します。
②ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。

STEP 3

「提出」ボタンを押して送信
①送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
②受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

その他の納付手続きのご案内《インターネット環境のある方》

- ◇ ダイレクト納付
- ◇ インターネットバンキング等
- ◇ クレジットカード納付
- ◇ スマホアプリ納付



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

上記の手続きにより納付ができない方は、納付書を使用し、金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付することができます。納付書の書き方は、納付書裏面をご覧ください。

